

# 金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】

～ 中小・零細企業の実態に即した検査の確保～

策定  
(平成14年6月)

さらに

借り手サイドを含め幅広く意見聴取  
(アンケート約4,000先、ヒアリング約250先)

改訂  
(平成16年2月)

具体的な事例  
を大幅拡充

中小・零細企業については、その財務状況のみならず、企業の経営実態をきめ細かく勘案し検証。

## 代表者等との一体性

中小企業とその代表者等との一体性に着目。  
代表者等からの借入金、代表者の報酬、代表者等の個人資産などを勘案。

## 企業の成長性

数字には表れない技術力や経営者の資質に着目。  
企業の技術力、販売網、経営者の信用力・経営資質などを勘案。

## その他

### 業種の特徴

旅館・ホテル業のように新規設備資金や改築資金が多い業種については、現時点での表面的な収支や財務諸表だけに着目するのではなく、赤字の要因、今後の収支見込み、返済原資等を勘案。

### 経営改善計画

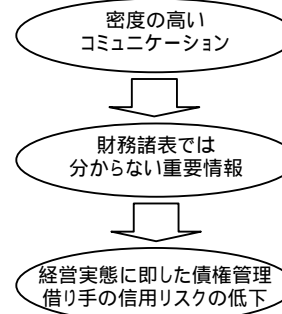
詳細な経営改善計画が策定できない中小企業についても、今後の資産売却予定、経費削減予定、新商品開発計画等に関する資料があれば、それを活用。

### 条件変更の検証

条件変更については、取引実態や商習慣を踏まえて、条件変更等に至った要因や資金用途を検証。

## 借り手との意思疎通

検査において検証

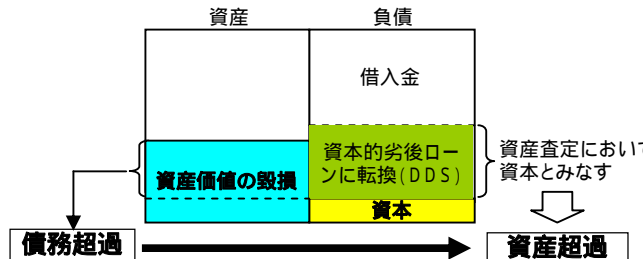


金融機関が、的確な金融仲介機能を発揮していくためには、金融機関自らが日頃の中小企業との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、借り手の経営実態を適切に把握することが不可欠。

金融機関の取り組みが良好な場合  
企業の成長性や経営者の資質等に関する金融機関の評価を尊重  
再生支援の実績の引当率への反映が可能

## 中小企業金融の実態（擬似エクイティ）への対応

### 中小企業のバランスシート（例）



資本調達手段が限られている中小企業においては、資本的性格の資金が債務の形で調達されていることが多い(擬似エクイティ的融資)。

金融機関が、経営再建計画の一環として、債権を資本的劣後ローンに転換している場合(DDS)は、資産査定において資本とみなすことができる(要注先(要管理先を含む))。

## きめ細かい運用 ～キャッシュフロー重視の明確化など～

- 赤字や債務超過といった計数面だけで判断するのではなく、キャッシュフローなどの経営実態を重視して検証することを明確化。
- 経営資質の判断にあたり、借り手の返済履歴や経営姿勢にも着目。
- 中小企業再生支援協議会等を活用した事業再生の取り組みを勘案。
- 正式資料でなくとも実態を正確に反映している資料であれば、それを検査に活用。

資産内容に特に問題はなく、前回検査結果が良好な金融機関  
与信額が2,000万円又は当該金融機関の資本の部合計の1%のいずれ  
か小さい額未満の債務者については、検査における検証の省略が可能。

検査において検証が省略できる債務者の金額基準を現行の与信額  
2,000万円から5,000万円に引上げ。

中小企業に対する積極的な働きかけ・再生への取り組みを評価